

旭市バナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市ホームページに掲載する広告の取扱いに関し、旭市広告掲載基準要綱（平成25年旭市告示第202号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理する公式ホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) GIF形式、JPEG形式又はPNG形式を用い、縦60ピクセル、横150ピクセルかつ20KB以内のサイズとすること。
- (2) 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとすること。
- (3) 文字、イラスト等が鮮明であること。
- (4) 背景に模様、写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいものとすること。
- (5) WEBアクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。）に準拠した静止画とすること。

2 次の各号に掲げるものは、バナー広告として用いることができない。

- (1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの
- (2) 反転表示又は画面の切替わりがあるもの
- (3) テキストボックスが表示されているもの
- (4) プルダウンメニューが表示されているもの
- (5) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (6) 市ホームページと類似の色調又は字体を使用するもの

(7) インターネットアンケート、教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの

(8) その他バナー広告として不適切と認めるもの
(バナー広告の位置)

第4条 バナー広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページのうち市が指定する位置とする。

(バナー広告掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載期間は、毎月1日から末日までの1月を単位とし、複数月を指定した申込みをすることができる。

2 バナー広告を連続して掲載することのできる期間は、12月を限度とし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

(バナー広告掲載希望者の募集)

第6条 バナー広告の掲載を希望する者(以下「バナー広告掲載希望者」という。)の募集は、市ホームページ及び広報あさひにより行うものとする。

(バナー広告掲載の申込み)

第7条 バナー広告掲載希望者は、旭市バナー広告掲載申込書(第1号様式)により、次の各号に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等(登記簿謄本等)

(2) バナー広告として使用する画像

(バナー広告掲載の決定)

第8条 市は、前条の規定により提出のあった申込書について、速やかにその内容を審査するものとする。

2 市は、前項の規定によりバナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果を旭市バナー広告掲載可否決定通知書(第2号様式)によりバナー広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成)

第9条 広告原稿は、バナー広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 バナー広告掲載者は、市が指定する期日までに当該年度分の広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(バナー広告の内容等の変更要求)

第11条 市は、掲載しているバナー広告が市ホームページ掲載に適さないと判断したときは、バナー広告掲載者に対してバナー広告の内容等の変更を求めることができる。

(バナー広告掲載の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、バナー広告掲載者への催告その他何らかの手続きを要することなく、バナー広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 前条の規定によるバナー広告の内容等の変更が行われないうとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、バナー広告掲載が適切でないと判断し、前条に規定する変更要求の暇がないとき。

2 前項の規定によりバナー広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(バナー広告掲載の中止)

第13条 バナー広告掲載者は、自己の都合によりバナー広告掲載を中止するときは、旭市バナー広告掲載中止申出書(第3号様式)により、中止を希望する日の1月前までに市に申し出なければならない。

2 前項の規定によりバナー広告掲載を中止した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 市は、バナー広告掲載者の責に帰さない理由により、市ホームページにバナー広告を掲載できなかつた場合(市ホームページを閉鎖した場合を含む。)は、掲載できなかつた日数に応じ、納付済みの広告掲載料をバナー広告掲載者に返還するものとする。ただし、掲載できなかつた日数が1日に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなかつた日数を当該掲載できなかつた日の属する月の日数で除して得た数に月額の広告掲載料を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額) とする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、旭市バナー広告掲載料還付請求書(第4号様式)により市に請求しなければならない。

4 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(バナー広告掲載者の責務)

第15条 バナー広告掲載者は、バナー広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

2 第三者から、バナー広告の内容等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、バナー広告掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第16条 バナー広告掲載者は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市に連絡するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

旭市バナー広告掲載申込書

年 月 日

旭市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

旭市バナー広告取扱要領の内容を確認・同意の上で、同要領第7条の規定により、バナー広告の掲載について、次のとおり申し込みます。また、旭市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

掲載を希望する バナー広告	ファイル名	
リンク先Web ページのURL		
掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
(連絡先)	電話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者	

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等
- 2 バナー広告として使用する画像データ

第 2 号様式（第 8 条関係）

旭市バナー広告掲載可否決定通知書

年 月 日

名称

申請者

代表者氏名 様

旭市長

年 月 日付けで申し込みのあったバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので、旭市バナー広告取扱要領第 8 条第 2 項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認します。
	<input type="checkbox"/> 承認しません。 (理由)
広告の掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日
リンク先 Web ページの URL	
広告掲載料	円
納入期限	年 月 日
原稿提出期限	年 月 日

第3号様式（第13条関係）

旭市バナー広告掲載中止申出書

年 月 日

旭市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

旭市バナー広告取扱要領第13条第1項の規定により、バナー広告の掲載について、次のとおり掲載の中止を申し出ます。

広告の掲載中止日	年 月 日
リンク先Web ページのURL	

第4号様式（第14条関係）

旭市バナー広告掲載料還付請求書

年 月 日

旭市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

旭市バナー広告取扱要領第14条第3項の規定により、広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 日 ~	年 月 日
請求金額	円	
振込金融機関	銀行 農業協同組合 金庫 信用組合	本店 支店 支所
預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号		
口座名義人 (カタカナ)		

備 考

口座名義人は、請求者本人としてください。